

平成31年度
中央区協働提案事業募集要項



中央区区民部地域振興課協働推進担当

1 はじめに

中央区は、「地域との協働指針（平成18年3月策定）」や「中央区協働推進会議報告書（平成21年10月）」を踏まえ、NPO法人・ボランティア団体をはじめとする市民活動団体、町会・自治会、公益活動を実践する企業等の社会貢献活動団体と区が力を合わせて公共的な課題解決へ取り組む仕組みとして、協働事業の公募を実施します。

区が設定した課題に対する事業又は社会貢献活動団体からの自由な提案に基づく事業を募集し、採択した事業を提案団体と協働して実施するもので、個々のニーズに応じたよりきめ細かな行政サービスを提供することを目的とします。

地域の課題を自分たちの力で解決しよう。そんな「地域の心意気」を持った皆さんからの提案をお待ちしています。

2 募集する事業

平成31年度は、次の協働事業を募集します。

(1) 課題設定型提案

区が協働により解決を図りたい4分野への事業提案を募集します。

- ① 高齢者が健康で安心して暮らせる環境づくり
- ② 地球にやさしいまちづくりの推進
- ③ 子どもが輝く子育て・教育のまちづくり
- ④ 地域ぐるみの安全・安心まちづくり

(2) 自由テーマ型提案

団体独自の専門性、先駆性を活かした自由な発想に基づく提案で、地域の課題解決に向けて、具体的な効果や成果が期待できる事業の提案を募集します。（課題設定型提案を除く）。

※事業の実施時期は平成32年度です。

3 募集期間

平成31年2月1日（金）から4月26日（金）まで

4 提案できる事業の要件

次の(1)から(5)のすべての項目に該当すること

- (1) 事業構築に向けた「協働ステーション中央」の支援、又はステーションとの協議の上、ステーションを経由して区へ提案された事業
- (2) 地域課題解決のために提案団体と区とが協働で取り組む事業
- (3) 提案団体自らが参加し、区の区域内で実施する公益的な事業
- (4) 実施年度内に具体的な効果や成果が期待でき、区民サービスの向上が図られる事業
- (5) 提案団体と区とが協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業

5 提案できる団体の要件

次の(1)から(6)のすべての項目に該当すること

- (1) 「協働ステーション中央」の利用登録団体であること。
- (2) 組織の運営に関する規則（定款、会則等）があり、会員名簿を備えていること。
- (3) 予算・決算を適正に行っていること。
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持又は反対することを目的とした団体でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団の統制下にある団体でないこと。

6 対象となる経費

委託料の対象となる経費は、事業の実施に直接関係する経費とします。

（事務所の賃借料、光熱水費等、団体の運営や維持にかかる経費は対象となりません。）

7 提出書類

提出様式(1)～(4)は、「協働ステーション中央」で配布しています。

- (1) 中央区協働事業提案書（様式第1号）
- (2) 団体概要書（様式第2号）
- (3) 協働事業計画書（様式第3号）
- (4) 協働事業予算書（様式第4号）
- (5) 定款又は会則等
- (6) 団体の役員名簿
- (7) 団体の前年度活動報告書
- (8) 団体の前年度収支計算書

※1 (5)～(8)については、特に様式は定めません。

※2 2部の提出をお願いします。（1部は、ホッチキス等とじずに提出してください。）

※3 ご提出いただいた応募書類は、個人情報を除き原則として情報公開の対象となります。

※4 ご提出いただいた応募書類はお返しできませんのでご了承ください。

8 提出先

「協働ステーション中央」へ持参してください。

中央区日本橋小伝馬町5-1 十思スクエア2階

9 審査・選考

事業を提案した団体に公開プレゼンテーション（提案団体が多数の場合は事前に予備審査を行うことがあります。）を行っていただき、中央区協働推進会議が定める協働事業選定基準に基づき、同会議が事業を選考し、選考結果を区長へ報告します。

なお、事業の選考審査は非公開としますが、審査結果は、応募いただいたすべての団体に通知するとともに、ホームページ等で公開します。

10 事後評価

協働事業終了後、「事業報告会」において、事業成果及び協働の結果を報告していただきます。中央区協働推進会議が定める協働事業評価基準に基づき、同会議が事業評価を行い、その結果を区長へ報告します。

なお、事業の評価会議は非公開としますが、評価結果は、団体に通知するとともに、ホームページ等で公開します。

11 事業のスケジュール

〈平成32年度実施事業〉

平成31年2月 1日（金）	募集開始
4月26日（金）	募集締切
9月上旬（予定）	公開プレゼンテーション

9月下旬（予定）	採択審査
平成32年1月上旬（予定）	採択事業内定
4月	契約、事業開始（～3月）

12 留意事項

- (1) 採択された事業の実施は、予算の成立が条件となります。
- (2) 提出された書類に虚偽の記載が発見された場合には、契約締結後であっても契約の解除をすることがあります。
- (3) 提案にあたり、所管課との協議の中で、事業内容を一部変更していただくことがあります。
- (4) 事業採択された提案団体と区の役割等を明記した協定書を締結していただきます。
- (5) 必要に応じて、事業に係る領収書、出納簿等の確認等をさせていただきます場合があります。
- (6) 応募に関する費用については、応募団体の負担とさせていただきます。

13 その他

提案にあたっては、「協働ステーション中央」が、事業構築に向けた支援や団体と区とのコーディネート等を実施します。（その際は、「協働ステーション中央」への利用登録が必要です。）

提案をお考えの団体は、まず、「協働ステーション中央」へご相談ください。

14 問合せ先

区民部地域振興課協働推進担当	TEL：3546-5686
協働ステーション中央	TEL：3666-4761
	E-mail：info@kyodo-station.jp